

令和5年第6回農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年6月23日（金）午後1時30分より

2 場 所 伊達市役所第2庁舎第1会議室

3 出席委員

農業委員

1番 廣瀬 匡聡      2番 梅津 和美      3番 宮澤 豊  
 4番 板東 俊昭      5番 畠山 義則      6番 佐藤 和信  
 7番 三木 克輝      8番 水戸部 俊輝      9番 小貫 豊

農地利用最適化推進委員

佐藤 修      栗 橋 誠      八木沼 保幸  
 松下 敬夫      佐々木 園美      佐 藤 正幸

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員 馬場 旭 大友 敏雄 広瀬 英俊

5 農業委員会事務局職員

事務局長 大和田 一樹 農地係長 鈴木 洋夫 農地係主任 伊達 元成

令和5年第6回農業委員会総会議事

区 分	申請内容	議事 番号	項	可否 区別	適用
報告第1号	農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用の届出について	1	1	可	
議案第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について	1	2	可	
		2	2	可	
		3	2	可	
議案第2号	農地法第3条の許可申請について	1	3	可	
議案第3号	農地法第5条の許可申請について	1	4	可	
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について	3-1	5	可	
		3-2	5	可	
		3-3	5	可	
議案第5号	現況証明について	1	6	可	
		2	6		
議案第6号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について	1	7	可	

会 長 それでは、ただいまから、令和5年第6回伊達市農業委員会の総会を開会いたします。

出席農業委員は、9名中9名で、定足数に達しておりますことから、会議は成立しております。

本日の案件は、報告1件、議案6件となっております。

それでは事務局長より、諸般の報告をお願いいたします。

事務局 本日、推進委員の大友敏雄委員、馬場旭委員、広瀬英俊委員より総会を欠席する旨の連絡がありました。

次に、前回の総会以降の会議・行事及び令和5年7月の行事予定につきましては、お手元に配布いたしました「のうい通信」のとおりでございます。

以上、諸般の報告といたします。

会 長 議事に入ります前に、会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。

議席番号7番、三木克輝委員、及び議席番号8番、水戸部俊輝委員の両委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には、事務局の伊達主任を指名いたします。

会 長 本日の総会ですが、会議の進行及び説明員の都合から議案第6号を最初に上程したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会 長 それでは、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに係る意見について」を上程いたします。

このことについて、伊達市長より「基本構想」の見直しに係る意見を求められております。

本件に係る議案の内容については、農務課より説明願います。

農務課 農務係長 それではご説明いたします。今回の見直しは、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、令和5年4月に見直された北海道の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に即して、本市の基本構想の見直しをおこなうものであります。この基本構想については、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保のため、その目標や指標を定めることとなっております。

昨年12月の農業委員会総会にて、今回同様に基本構想の見直しをおこなうため意見照会をおこなったところで、その見直しについては今年3月に完了したところです。今回の見直しにつきましては、昨年5月の農業経営基盤強化促進法改正により、人・農地プランの法定化等が決定され、本年4月に施工されたことに伴う臨時的な見直しになります。法施行から3か月以内に都道府県の基本方針の見直しを、6か月以内に市町村の基本構想の見直しをしないといけな

いとされております。今回の見直しについては、その期限内に必ず見直しを行わないと基本構想に基づく、認定農業者の認定処理などができなくなるといわれており、農業者のみならず不利益が生じることを避けるために早急な対応が求められていることから、今回最短スケジュールでの見直しをするべく意見照会をさせていただきます。

また、基本構想の見直し内容は、人・農地プランを地域計画として策定することを盛り込んだ点、利用権設定等促進事業に関する事項が削除された点が大きなポイントとなっています。この地域計画については令和6年度末までに策定をすることとされており、策定をしないと国の補助事業の要件を満たさなくなることや、農地の売買や賃貸借の手続きが取れなくなる可能性があるため、全国の市町村が必ず策定しなくてはならない重要な計画となります。後ほど担当からこの地域計画策定についても触れますが、委員の皆様のご協力が不可欠となりますので、今回の基本構想の見直しに引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

農務課主査 私から今回の見直しのポイントについて説明を申し上げます。また、最後に先ほど農務係長から話が合った地域計画策定についても触れたいと思います。

見直し案の概要版というものを議案資料として配布いたしましたので、その概要版に沿って説明をさせていただきます。記載の詳細については、概要版ではなく見直し案本編の方でご確認ください。

ほとんどの項目は変更箇所がありませんが、「農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項」であります。ここで今回の見直しの大きなポイントが2つあります。まず1つ目は、地域計画策定に関する事項が追加され、地域計画策定にあたっての協議の場の開催時期や参加者、地域計画の区域や進捗管理について記載がされたことです。また、2つ目の大きなポイントは、利用権設定等促進事業に関する事項が削除されたことです。これに伴い、現在の農用地利用集積計画による農地の売買・賃貸借が地域計画策定後にはできなくなり、農地バンクによる農用地利用集積等促進計画へ移行することが決定しています。

その他、もともとこの項目にあった文章が整理・統合されたりしていますが、特別な記載等はありません。

会 長 それでは、審議に入ります。ただ今の説明について発言のある方は挙手願います。

1 番 担い手への集積率が70%以上であれば、目標地区とみなすと認めるとあるが、私は稀府ですが、例えば稀府地区の全農地というのか、それとも現在耕作可能地の70%するののか？

農務課 現在耕作している農地を分母にして70%として考えています。

会 長 よろしいですか。それでは採決します。原案のとおり基本構想の見直しをすることに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、本件については原案のとおり見直し案を承認することといたします。

(農務課退席)

会 長 次に、報告第1号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用の届出について」を報告いたします。

このことについて、次のとおり届出を受理したので報告します。事務局より説明願います。

事務局 ■■■■■が大滝区円山町の牧場内に肉用馬の厩舎を建設するものです。既製のD型ハウスの内部を改装して馬の厩舎にするものです。厩舎の場合、これは農業用施設に該当するので、転用面積が200㎡以下であれば農地法の許可は不要なので届出を受理したものです。農振農用地区域であるので、用途変更の手続きが完了次第、建設を行う予定です。

会 長 ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。特に発言がないようですので、報告どおり承認することといたします。

会 長 次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況について」を上程いたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 番号1は賃借者の変更の予定があります。番号2と番号3は売却予定があるので記載の通りの合意解約をするものです。

会 長 それでは、審議に入ります。

番号1に対しまして、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。

番号1について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので番号1については原案のとおり受理することといたします。

続いて番号2に対しまして、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。番号2について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので番号2については原案のとおり受理することといたします。続いて番号3に対しまして、発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは、採決します。番号3について、原案のとおり受理することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので番号3については原案のとおり受理することといたします。

会 長 次に、議案第2号「農地法第3条の許可申請について」を上程いたします。本案件については、私が当事者のため議長を会長職務代理者と交代します。

(小貫委員、会議室後方へ移動、板東委員議長席へ着席)

職務代理 議長を交代しましたので、よろしく願いいたします。

番号1の審議にあつたては、小貫委員の案件であることから、会議規則第10条の規定により審議の間、小貫委員の退席をお願いします。

(小貫委員退席)

職務代理 それでは議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局 ■■■■■さんの使用している農地に■■■■■が所有している水路が食い込んであるので、境界を整理するために■■■■■さん所有の雑種地と交換するものです。

職務代理 それでは審議に入ります。事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

職務代理 よろしいですか。それでは、採決します。番号1について、原案のとおり許可処分することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

職務代理 賛成多数ですので番号1については許可処分相当といたします。

(小貫委員入室)

職務代理 小貫委員に報告いたします。番号1については、許可処分相当といたしました。議長を交代いたします。

(小貫会長議長席へ着席、板東委員自席へ着席)

会 長 次に、議案第3号「農地法第5条の許可申請について」を上程いたします。本案件については、農業委員会総会の意思決定をもとに、北海道農業会議へ意見聴取を行い、その回答結果を踏まえ、農業委員会会長の専決で許可・不許可処分を決定することといたします。議案内容について、事務局より説明願います。

事務局 申請内容につきましては、農作物直売加工場建設に伴う転用申請です。場所は  
関内側のトンネル入口の交差点のところ。申請者の■■■■■は、代表の■■■■■  
■■■■■さんです。農地所有適格法人です。ミニトマトやかぼちゃを生産して  
います。また従業員に新規就農者や障がい者を雇用しています。  
直売所加工所の概要は木造平屋 100 坪程度、駐車場 35 台程度です。直売所には  
スイーツコーナーやトイレ、近隣農家で栽培した野菜を直売する予定です。  
プリン、かぼちゃケーキなど販売する計画とのこと。この施設は農畜産販売施設なので  
転用届出の不要の例外に該当します。申請書の内容を精査したところ妥当であり許可が  
適当だろうと思われ。農振農用地域なので用途変更の手続きが終われば北海道農業  
会議へ意見聴取を行い、その回答が届き次第、許可書の発行を行うものです。

会 長 それでは審議に入ります。ただ今の事務局からの説明について、発言のある方  
は挙手願います。  
(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号 1 について、原案のとおり許可処  
分することに賛成の方は挙手願います。  
(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号 1 については許可処分相当といたします。

会 長 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。  
本案件については、伊達市長から決定を求められております。あわせて、所有  
権を取得した者から請求があるときは、嘱託登記を行うものとします。

会 長 それでは、番号 3-1 から番号 3-4 の議案の内容について事務局より説明願  
います。

事務局 今回は 3 件が賃貸借、1 件が所有権移転の利用集積計画です。内容については  
記載のとおりです。

会 長 それでは審議に入ります。番号 3-1 について発言のある方は挙手願います。  
(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号 3-1 について、原案のとおり決  
定することに賛成の方は挙手願います。  
(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号 3-1 については原案のとおり決定することといたし  
ます。  
次に、番号 3-2 について発言のある方は挙手願います。  
(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号 3-2 について、原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3-2については原案のとおり決定することといたします。

次に、番号3-3について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号3-3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3-3については原案のとおり決定することといたします。

次に、番号3-4について発言のある方は挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号3-4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号3-4については原案のとおり決定することといたします。

会 長 次に、議案第5号「現況証明について」を上程いたします。  
本案件については、願出人から証明の発給を求められております。  
それでは番号1の議案の内容について、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 内容については記載のとおりです。補足説明はございません。

会 長 それでは、番号1について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 願い出地は37号線からすぐに入ったところですが、雑草、雑木が生えており、農地としては利用されていなかったことを確認いたしました。

会 長 ただいまの地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 次に、番号2の議案の内容について、事務局より補足説明があればお願いします。

事務局 内容については記載のとおりです。補足説明はございません。

会 長 それでは、番号2について地区担当委員より現況調査の結果を説明願います。

地区担当委員 願出地は有珠の■■■■の近くです。雑木、雑草が生えており長年農地としては利用していないことを確認いたしました。

会 長 ただいまの地区担当員並びに事務局からの説明に対して発言のある方は、挙手願います。

(発言なし)

会 長 よろしいですか。それでは採決します。番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(委員挙手)

会 長 賛成多数ですので、番号1については農地・採草放牧地以外として証明を発給することといたします。

会 長 これをもちまして、令和5年第6回伊達市農業委員会総会を閉会いたします。

議事の正確を期すためここに捺印する。

令和5年6月23日

伊達市農業委員会会長

議事録署名委員

議事録署名委員